

原 安 第 6 9 2 号
令和3年(2021年)2月15日

玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会
代表者 様

佐賀県知事 山口 祥義

要請質問書に対する回答について

2020年12月23日付けで提出のあった要請質問書については、別紙のとおり回答します。

2020年12月23日付け要請質問書への回答について

要請・質問事項

1. 大飯原発許可取消判決を受け止め、同じように過小評価となっている玄海原発の基準地震動についてただちに見直しをするように九電と国に求めること。

2. 玄海原発3・4号機の稼働を中止すること。

3. 大阪地裁判決を受けて、県としてどのような取り組みをし、情報収集・調査を行ったのか。国や九州電力に判決の内容について説明を求め、確認したのか。具体的な回答を求める。

4. この件について、原子力安全専門部会を開き、大阪地裁判決を支持する立場の専門家も入れて公開の場で検討すること。

(答)

- 大飯発電所に関する大阪地裁の判決については、12月17日、国が、大阪地方裁判所の判断に受け入れがたい点があるとして控訴したと聞いています。
- 県としては、今回の判決は司法判断の1つと受け止めていますが、現在、玄海原子力発電所において同様の裁判が係争中であることから、国の控訴審も含めその動向を注視しています。
- 県としては、判決要旨や原子力規制委員会の資料（基準地震動の策定に係る審査の基本的考え方等）などから、情報収集を行っているところです。

【参考】

原子力規制委員会資料（令和2年12月16日）「基準地震動の策定に係る審査について」

(<https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kisei/010000602.html>)

- 現時点において、県から国や九州電力に対して大阪地方裁判所の判決内容の説明を求めることは考えていません。